二　環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針

(1)　別表中「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に区分される選定項目については、環境基本法第十四条第一号に掲げる事項の確保を旨として、当該選定項目に係る環境要素に含まれる汚染物質の濃度その他の指標により測られる当該環境要素の汚染の程度及び広がり又は当該環境要素の状態の変化（構成要素そのものの量的な変化を含む。）の程度及び広がりについて、これらが人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握するため、調査、予測及び評価を行うものとする。

(2)　別表中「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」に区分される選定項目については、環境基本法第十四条第二号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。

ア　「植物」及び「動物」に区分される選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息・生育種及び植生の調査を通じて抽出される重要種の分布、生息・生育状況及び重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地等注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

イ　「生態系」に区分される選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、アの調査結果等により概括的に把握される生態系の特性に応じて、生態系の上位に位置するという上位性、当該生態系の特徴をよく現すという典型性及び特殊な環境等を指標するという特殊性の視点から、注目される生物種等を複数選び、これらの生態、他の生物種との相互関係及び生息・生育環境の状態を調査し、これらに対する影響の程度を把握する方法その他の適切に生態系への影響を把握する方法によるものとする。

(3)　別表中「人と自然との豊かな触れ合い」に区分される選定項目については、環境基本法第十四条第三号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。

ア　「景観」に区分される選定項目については、眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

イ　「触れ合い活動の場」に区分される選定項目については、野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設及び場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

(4)　別表中「環境への負荷」に区分される選定項目については、環境基本法第二条第二項の地球環境保全に係る環境への影響のうち温室効果ガスの排出量等環境への負荷量の程度を把握することが適当な項目に関してはそれらの発生量等を、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量等を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。

三

(1)　港湾管理者が港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての一般的留意事項として一般的に把握すべき情報の内容及びその把握に当たっての留意事項を、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

この場合において、当該情報には、当該港湾計画に定められる港湾開発等の内容（以下「港湾計画特性」という。）並びに当該港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の地域の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関する情報が含まれるよう定めるものとする。また、地域特性に関する情報の把握に当たっての留意事項として、入手可能な最新の文献、資料等に基づき把握すること、これらの出典が明らかにされるよう整理すること、過去の状況の推移及び将来の状況並びに当該地域において国及び地方公共団体が講じている環境の保全に関する施策の内容についても把握することが含まれるものとする。

(2)　港湾管理者が、港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、選定の理由を明らかにすることが必要である旨、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

(3)　港湾管理者が、港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うべき旨、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。なお、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることが必要である旨並びに専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努めるべき旨、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

(4)　港湾環境影響評価の実施中において環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じ選定項目及び選定された手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うよう留意すべき旨、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

四　港湾環境影響評価の項目の選定に関する事項

(1)　港湾環境影響評価項目等選定指針において、一般的な港湾計画に定められる港湾開発等の内容を明らかにするとともに、この内容を踏まえつつ、別表に掲げる影響要因の細区分の内容を規定し、影響要因の細区分ごとに当該影響要因によって影響を受けるおそれのある環境要素の細区分（以下「参考項目」という。）を明らかにするものとする。この場合において、次の事項に留意するものとする。

ア　影響要因の細区分は、港湾環境影響評価を行う時点における港湾計画に定められる港湾開発等の内容等に応じて、当該港湾計画に定められる港湾開発等に係る土地又は工作物の存在（主要な港湾施設の供用、土地の造成等に伴い行われることが予定される事業活動その他の人の活動を含む。）に関し、物質等を排出し、又は既存の環境を損ない若しくは変化させる等の要因を整理するものとする。

イ　環境要素の細区分は、法令による規制・目標の有無、環境に及ぼすおそれのある影響の重大性等を考慮して、適切に定められるものとする。

(2)　個別の港湾計画ごとの港湾環境影響評価の項目の選定に当たっては、それぞれの港湾計画ごとに、影響要因を港湾計画特性に応じて適切に区分した上で、参考項目を勘案しつつ、港湾計画特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ、影響要因の細区分ごとに当該影響要因によって影響を受けるおそれのある環境要素の細区分を明らかにすべき旨、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

この場合において、対象港湾計画に定められる港湾開発等に工作物の撤去又は廃棄が含まれる場合には、当該撤去又は廃棄に係る影響要因が整理されるものとすること。

五　調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項

(1)　港湾管理者による調査の手法の選定に当たっての留意事項を港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

ア　調査すべき情報の種類及び調査法

選定項目の特性、港湾計画特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる精度が確保されるよう、調査又は測定により収集すべき具体的な情報の種類及び当該情報の種類ごとの具体的な調査又は測定の方法（以下「調査法」という。）を選定するものとすること。地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえるものとすること。

法令等により調査法が定められている場合には、当該調査法を踏まえつつ適切な調査法を設定するものとすること。

イ　調査地域

調査地域の設定に当たっては、調査対象となる情報の特性、港湾計画特性及び地域特性を勘案し、対象港湾計画に定められる港湾開発等により環境の状態が一定程度以上変化する範囲を含む地域又は環境が直接改変を受ける範囲及びその周辺区域等とすること。